

○山梨県警察指定交通捜査員運用要領

〔 令和4年12月8日 〕
〔 例規甲（交指交捜）第53号 〕

（概要）

この要領は、年々増加する突発重大交通事故及び悪質巧妙化する交通特殊事件の適正捜査を推進するため、あらかじめ捜査員として指定された交通部各課（隊）員及び各警察署の交通課（係）員を当該事故及び事件の発生地を管轄する警察署及び交通部高速道路交通警察隊に派遣することにより、初期捜査の徹底を図り、もって捜査上必要な諸措置の万全を期すことを目的とする。